

令和元年 11 月 25 日

大臣官房官庁営繕部

PFI 手法による「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」の 実施方針を公表します

国土交通省は、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

1. 事業の概要

- ・ 事業名 内閣府新庁舎（仮称）整備等事業
- ・ 事業方式 BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・ 事業概要及び内容 別添資料のとおり

2. 実施方針の概要、今後のスケジュール（予定）

実施方針の詳細は、下記のホームページに公表しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html

実施方針に関する質問又は意見等の受付は、令和元年 11 月 26 日（火）～令和元年 12 月 11 日（水）までとします。

<お問い合わせ先>

大臣官房官庁営繕部 計画課 民間資金等活用営繕事業対策官 櫻木 邦浩（内線 23212）
整備課 特別整備室 企画専門官 笠井 文夫（内線 23614）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8243 FAX：03-5253-1544